

## 新型コロナウイルス関連情報（災害事態宣言の延長等）

- 6月9日、ポルトガル政府は6月14日まで発動予定の「災害事態宣言」の期限を6月28日23:59分まで延長する旨発表しました。社会的距離の維持や手洗い等の感染防止のための行動は引き続き求められていますが、6月15日以降に導入される主な措置は以下のとおりです。
- これまでリスボン首都圏においては、第3期の制限緩和措置の一部実施が先送りされ、人の集まりは10人までとされていましたが、他の地域同様、20人までに緩和されることとなり、また、400平方メートル以上の店舗（または店舗内の400平方メートル相当部分のみ）やフードコートの営業も再開されることになりました。
- 全国的には、ウォーターパーク、語学学校及び塾の営業再開が許可されます。レストランや店舗等の開店時刻は引き続き午前10時以降となりますが、ジム等スポーツ関連施設においては午前10時以前の営業が可能となります。
- 定員5名以上の車両の乗車人数を3分の2までに制限する措置（家族の場合を除く）については、リスボン首都圏だけではなく全国で実施されることになりました。
- その他、6月14日まで実施されるポルトガルとスペイン間の移動制限措置（一部例外通過点を除く）が6月30日23:59分まで延長されることになりました。この移動制限は10日毎に見直しがなされ、必要に応じて更に延長される可能性があります。
- 6月10日（ポルトガルの日）及び11日（聖体祭）の祝日は、当館休館日となっています。ご用の際は、以下の連絡先の電話又はメールにご連絡をお願いします。

### 【連絡先】

在ポルトガル日本国大使館 領事班

電話：+351-21-311-0560

FAX：+351-21-353-7600

e-mail：consular@lb.mofa.go.jp